

第1回西脇市自治基本条例検討委員会次第

○平成22年3月26日(金) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 あいさつ

4 自己紹介

5 概要説明

(1) 西脇市自治基本条例検討委員会の役割について
西脇市自治基本条例検討委員会開催要領【資料1】

(2) 検討委員会スケジュールについて
西脇市自治基本条例（仮称）検討スケジュール（案）【資料2】

6 学習会

(1) 学習会

○テーマ

「自治基本条例をなぜ策定するのか」

～基礎自治体の地域ガバナンス向上の課題と方策～

○講師

帝塚山大学大学院 中 川 幾 郎 教授

(西脇市総合計画審議会会長)

西脇市自治基本条例検討委員会資料【資料3】

(2) 質疑等

7 その他

(1) 次回の検討委員会の日程

と き 平成22年4月19日(月) 午後7時から

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター3階 マナビータ・ホール

8 閉 会

西脇市自治基本条例検討委員会開催要領

1 設置

(仮称)西脇市自治基本条例(以下「条例」という。)の策定に関し必要な事項を調査検討するため、西脇市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

検討委員会は、条例の策定に関し、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を取りまとめて市長に提言を行うものとする。

- (1) 条例に規定すべき項目及び内容の検討に関すること。
- (2) その他条例の策定に関し必要な事項

3 組織

検討委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等から選出する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

4 任期

委員の任期は、条例の施行の日までとする。

5 委員長及び副委員長

- (1) 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 検討委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、選任後最初の会議は、市長が招集する。
- (2) 検討委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- (3) 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 部会

- (1) 検討委員会の第2項に規定する事項を処理するために、部会を置くことができる。
- (2) 部会の委員は、委員の互選によって定める。

8 庶務

会議の庶務は、ふるさと創造部において処理する。

9 その他

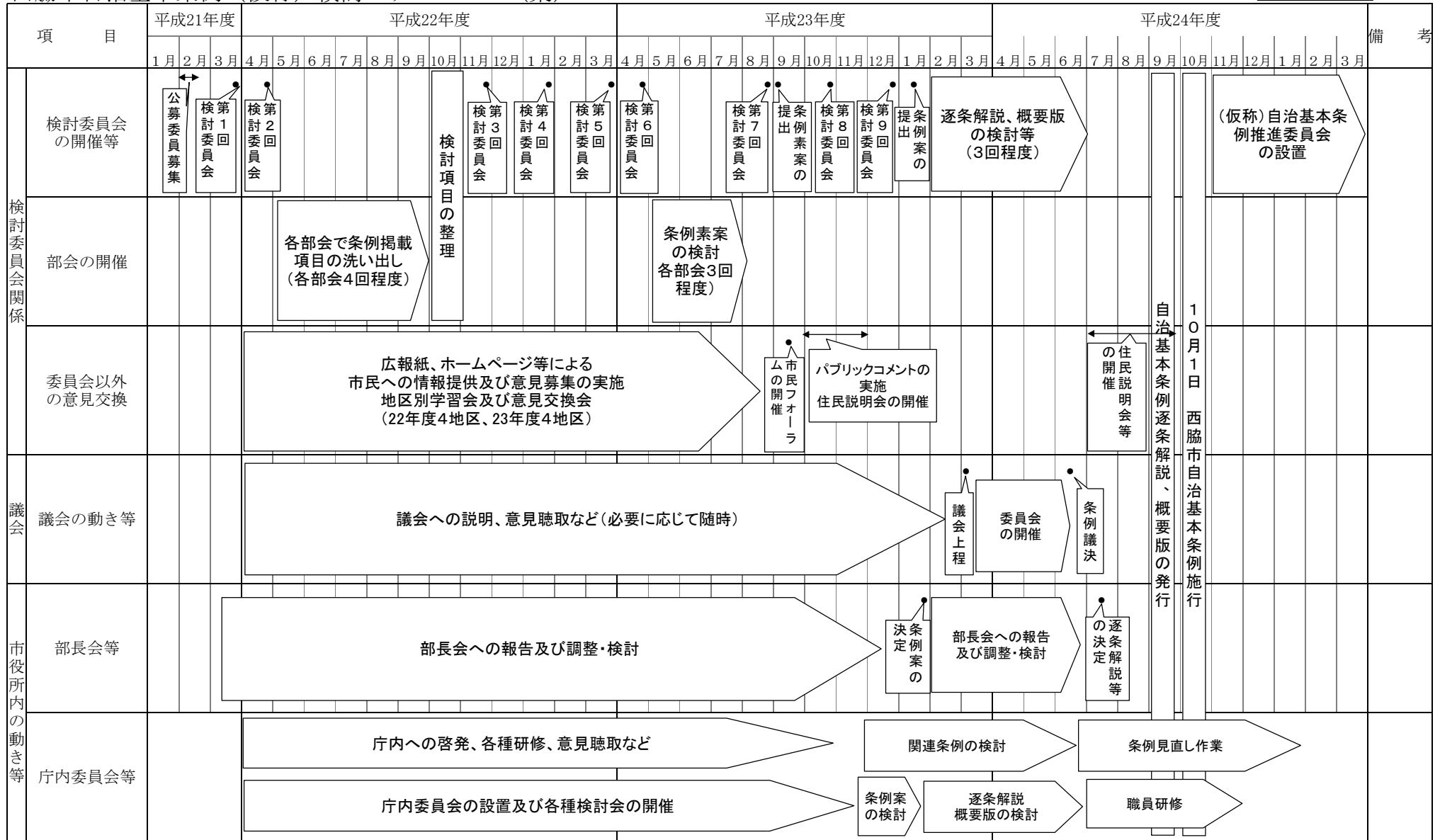
この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 この要領は、条例を施行した日限り、その効力を失う。

西脇市自治基本条例（仮称）検討スケジュール（案）

資料2



「自治基本条例をなぜ策定するのか」
基礎自治体の地域ガバナンス向上の課題と方策

帝塚山大学大学院法政策研究科 中川幾郎

はじめに

自治基本条例制定を通じた自治体改革の道筋

地域社会改革→地域政治（直接民主主義と間接民主主義と）改革→行政改革

1. 自治基本条例制定の意義

(1) 自治基本条例とは何か

- ① 自治体最高規範性の確立
- ② 自治体運営理念・原則の確認
理念＝重視する価値、原則＝行動原則
- ③ 市民（市民団体）、政治（議会）、行政（首長・職員）三者の役割、責務の明記
- ④ 住民（市民）自治、団体自治の関係性の強化と確認
- ⑤ 自治体独自制度の設置根拠条例（市民参画、住民投票、行政評価、パブリック・コメント制度、外部監査、NPO支援、住民自治システム等）

(2) 住民自治とは何か

理念的に説かれるばかりで自治法に明確な規定無し

※一般的には、住民主権に基づく団体（行政・議会）統制システムを指している

住民自治システムを条例で明確化する必要性がある

(3) 3つの住民自治がある

- ① コミュニティ型自治（共和主義的）＝地域共同社会＝自治会、区長制度など
- ② アソシエーション型自治（自由主義的）＝目的別結社社会＝NPOなど
※ この二つがそろって市民社会は活性化する
- ③ 住民による団体統制

2. 自治基本条例を必要とする時代背景

(1) 厳しさを増す自治体経営の時代における自治体自立のために

- ① 理念（重視する価値の選択、文化の重視）
- ② 原則（自治体運営の行動原則を明確化する）
- ③ 仕組み（そのためのシステム）
- ④ 主体と責任の明確化（市民、議会、行政）

(2) 国による制度改革の方向から

- ① 三位一体改革（財政縮小）
- ② 自治体破綻法制の改革（会社更生法型から民事再生法型への転換）
- ③ リスク管理の強化

(3) 戦後の分野別・省庁別住民組織の解体と再編成へ

- ① 超高齢化・少子化（西脇市も例外ではない）
- ② 人口減少（高齢者等の都心回帰現象）
- ③ 人材資源の無駄遣い
- ④ 総合能力の喪失

3. 自治基本条例に関わる幾つかの重要概念を通して（思考の転換を）

- (1) 「参画」と「協働」「まちづくり」を問い直す
- (2) 情報の提供・公開・共有、それぞれどう違う
- (3) 「市民」概念のとらえ方（寝民、居留民、市民すべて違う）
- (4) サービス受給者、租税負担者、経営者
- (5) 制裁的責任、機能的責任、説明責任、最も大切なのは応答責任

4. 改めて「まちづくり」を考える

- (1) 基礎自治体市の「自治」づくり＝いわゆる「まち」づくり
それは、自治体づくり、地域社会づくり、近隣社会づくりの3層
- (2) 90年代までの「まちづくり」を反省する
地域経済活性化、商店街振興等、ほとんどが経済的動機から。そして…阪神大震災
- (3) 真のまちづくりとは…
 - ① コミュニティレベルにおける社会資本形成の営みを意味する
 - ② 「社会資本＝Social Capital」の三層構造
ヒューマン（社会関係資本）、ソフト（社会的制度・技術資本）、ハード（インフラ）
- (4) まちづくりの発展段階論
 - ① 安全・安心（災害対応、犯罪防止）
 - ② 機能性の整備（子ども、女性、高齢者、弱者にとって住みやすいか）
 - ③ 社会的関係の場として（コミュニケーションは活発か＝信頼と面識社会づくり）
 - ④ 真善美の面から（学び、美しさ、ハイモラル）
 - ⑤ ローカル・アイデンティティの確立（オンリーワンのまちづくり）

5. 行政文化の内部革新

- (1) 現代的市民の自己回復へ（H. アレントの定義）
 - ① 稼ぐ ② 働く ③ 行動する
- (2) 自治体職員の三つの顔
 - ① 労働者 ② 公務職員 ③ 市民

※三つとも全うできなければ、本来の自治体政府職員とはいえない

6. 分権による自治体再生シナリオ

(1) 地域社会への分権化

- コミュニティに生活総合性を回復させる。
- アソシエーションとしての NPO を活性化させる。
 - ・ Community Based Organization(CBO)としての NPO に注目
 - ・ 地域コミュニティ再生のカギ、「クロス・オーバー」のチャンネルづくり
- 公共的支援の制度化のために
 - ・ 人材、情報、技術、施設、器材、金銭の成熟度に応じた段階的支援
 - ・ 既成団体の既得権である間接補助、直接補助の見直し(自立のための支援へ)
 - ・ 縦割り行政との団体関係の見直し

(2) 行政組織内の分権化(計画、評価、人事)

- 中枢集権思考(自治体職員もこれに侵されている)から現場分権思考へ
 - 機関委任事務型、法律・通達準拠主義から自治・自主立法主義へ
 - 政策評価(有効性評価)システムと総合計画(目標値設定)との連動を
 - 地域担当職員制度、支所、現場での政策提案、経営競争導入
 - 職員評価システムの改革(中級までは能力評価重視、上級は成果評価重視へ)
- 予算システムの改革と有効性指標による事業仕分けへの転換

7. 市民のための「まちづくり政治学」

- (1) 市民、政治(首長、議会)、行政(役所)の三角関係を問い直す
- (2) 公共概念を問い直すー「官・民」と「公・私」の違い
- (3) 「公益」とは果たして何か
 - 「不特定多数の第三者利益」だけで良いか、何か欠けていないか…?
 - まちづくり=市民自治の実践はコミュニティの再生過程
 - 「面倒さ」と「弱さ」の承諾
 - 自治(Autonomy)能力と経営(Administration)能力の確立
- (6) 時間、空間、人間(集団)三つの「間」への愛着→帰属意識
※どのまちづくり活動でも、やがて底力を発揮し始める人びとの共通性……?

8. 実践的まちづくりのために(反語的まちづくり論)

- (1) 夢はあるか?(明日はどんな生活がしたいのですか)→不満・不安ばかり
- (2) 自惚れず、卑屈にならず、自らを省みる力があるか?(実現のためにどんな資源が活用できますか)→こんな土地に何があるというの
- (3) 他人の意見、外部の批評に耳を傾ける力があるか?(外部や他者はどのように評価していますか)→よそ者のいうことなど聞いても仕方ない
- (4) ネットワークやコミュニティ(地域共同社会)は生きているか?(コミュニケーションはできていますか。またその質と範囲は?)→近所とろくろくおつき合いもない